

◎ 各機関が講じた措置の状況

1 指摘事項の措置

指摘のあった機関 10機関 (11件)

No.	機 関	項目	指摘内容	講じた措置
1	あけぼの医療福祉センター	給与	昨年度の定例監査において、月60時間超の時間外勤務に係る実績の人事給与システムへの入力において支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当を過少に支給していたことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に、支給割合の区分を誤り、時間外勤務手当を過少に支給しているものがあった。	(発生原因の検証結果) 支給区分を誤ったのは、前回監査の監査対象期間(令和4年9月～令和5年8月)直後の令和5年9月分であり、前回監査の後、他の時間外勤務について再チェックを怠っていたことが同じミスを起こした原因である。 (今後の対応策等) 人事給与福利厚生システムにより時間外勤務手当の支給区分を修正し、未支給分について追加支給を行った。 今後は、担当者が集計作業の際の支給区分の確認を再度徹底するとともに、事務引継書に「60時間を超えた時間外勤務の支給割合区分の修正方法」を明記し、申し送りを確実にすることとする。また、承認者等においても、事務引継書の内容を共有した上で集計結果の確認を行うこととし、複数人によるチェックを徹底して再発防止に努める。
2	動物愛護指導センター	重点事項	産業廃棄物の収集・運搬及び処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項により、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者等及び産業廃棄物処分業者等にそれぞれ委託しなければならないが、所有する分析機器の撤去処分委託契約について、上記以外の者に委託していた。また、委託契約は請書により行われ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号において、委託契約書に含めることとされている事項についての条項の一部が設けられていなかった。	(発生原因の検証結果) 分析機器の撤去処分委託業務において、知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者であるかの確認を怠った。また、委託契約についても、法令で規定される条項を備えた契約書による契約が適切であるという認識が不足していたため、請書で締結していた。 (今後の対応策等) 今後は、産業廃棄物の収集・運搬および処分業務について、関係法令に基づき知事の認可を受けた業者か否かの確認について、事務担当者だけでなく、チェック機能を担う職員にも周知を徹底することとし、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。
3	中央児童相談所	重点事項	産業廃棄物である厨房グリストラップ汚泥の収集・運搬、処分業務の委託において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に基づき、産業廃棄物収集・運搬、処分に係る契約を書面により行うこととされているが、行われていなかった。	(発生原因の検証結果) グリストラップ汚泥の収集・運搬及び処分については、庁舎清掃業務委託の業務の1つとして契約を締結していたため、産業廃棄物としてのグリストラップ汚泥の収集・運搬及び処分に係る委託契約を別途締結していなかった。 (今後の対応策等) 庁舎清掃業務委託契約を減額する変更契約を令和6年12月に締結し、新たにグリストラップの収集・運搬及び処分についての委託契約を令和6年12月に締結済み。 今後は、関係法令等の理解をより深めるとともに、引継書に明記し、契約書の複数人チェックを徹底するなど、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。
4	博物館	物品	昨年度の定例監査において、借用物品について、財務規則第168条に定める占有物品受入調書が作成されていないものがあったことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に、借用物品について占有物品受入調書が作成されていないものがあった。	(発生原因の検証結果) 前回監査における指導事項の内容についての引継ぎに不備があったこと、加えて財務規則等諸規定を十分に理解していなかったことが原因である。 (今後の対応策等) 博物館総合情報システム機器リースと常設展示関連機器リースについて、占有物品受入調書が作成されていなかったため、直ちに作成した。 今後は、財務規則に基づく占有物品制度を十分理解するとともに、借用の事実と占有物品受入調書の作成状況を複数の職員で定期的に確認することとし、再発防止に努める。

No.	機 関	項 目	指摘内容	講じた措置
5	博物館	その他 ※指導事項5件以上	<p>収入に関する事務や物品に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。 指導事項 7件（収入4、物品2、重点事項1）</p> <p>①令和6年度自動販売機設置場所貸付料について、県有財産土地賃貸借契約書第7条で年額を毎年度4月30日までに納付することと定めているが、調定が遅延し、調定日が9月27日となったことから、貸付料の納入が遅延していた。</p> <p>②物品販売所（ミュージアムショップ）の行政財産目的外使用許可に係る行政財産使用料の算定方法に誤りがあり、使用料の調定額が過少となっていた。</p> <p>③入館料や資料コピー代等の現金出納簿について、財務規則第44条第5項により、現金領収月計表を付して月別に編集することとされているが、現金領収月計表が作成されていないものがあった。</p> <p>④令和5年度の観光券契約書に基づく、山梨県立博物館の観覧に関する観光券（以下「クーポン券」という。）による入館料の一部について、当該入館料の事業者の納付に際しては、同契約書第4条により、山梨県立博物館副館長が事業者に対して、クーポン券等の書類を入館料の納入通知書に添付して送付することとされているが、クーポン券等の送付が遅れたため、事業者の納付による入館料収納が令和6年度となったものがあった。</p> <p>⑤寄附や保管転換により受入れた歴史資料等の収蔵品について、物品出納手続が行われていないため、備品原簿に登載されていないものがあった。</p> <p>⑥財務規則第243条に定める郵便切手類受払簿が作成されていなかった。</p> <p>⑦産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方あらかじめ書面により提供しなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>①（発生原因の検証結果） 当該業務については、二人の職員で分担していたこともあり、全体での進行管理が十分にできていなかった。 （今後の対応策等） 今後は、業務を遅滞なく行うよう当該調定伺作成業務を同一職員が処理するとともに、再発防止を図るため、引継書への記載を徹底した。</p> <p>②（発生原因の検証結果） 行政財産使用料の算定方法についての認識が十分でなかったことが原因である。 （今後の対応策等） 過去5年度分の行政財産使用申請書を再精査し、算定漏れとなっていた使用料を徴収した。 今後は、行政財産使用料の算定方法について十分に確認し、適正な使用料算定を行うよう努める。</p> <p>③（発生原因の検証結果） 現金領収月計表についての認識が十分でなかったことが原因である。 （今後の対応策等） 直ちに財務規則第44条第5項に定める現金領収月計表を作成した。 今後は、財務規則等を遵守し、適正な現金受払及び管理を毎月行うよう徹底する。</p> <p>④（発生原因の検証結果） 観光券契約書記載事項についての認識及び当該業務の進行管理が十分でなかったことが原因である。 （今後の対応策等） 納入通知書とクーポン券を送る際は、複数の職員で送付内容を確認するとともに、納入状況についても財務システムで定期的に確認し、再発防止に努める。</p> <p>⑤（発生原因の検証結果） 物品調達の際に、物品調達管理システムの出納員審査について物品出納員への依頼を怠り、未処理のまま放置されていたことが原因である。 （今後の対応策等） 物品調達管理システムで物品出納員が出納員審査を行い、備品原簿への登録を行った。 今後は、物品調達の際には担当者から物品出納員まで情報共有を徹底し、再発防止に努める。</p> <p>⑥（発生原因の検証結果） 郵便切手類の出納や管理についての認識が十分でなかったことが原因である。 （今後の対応策等） 直ちに財務規則第243条に定める郵便切手類受払簿を作成した。 今後は財務規則等を遵守し、適正な郵便切手類の受払及び管理を毎月行うよう徹底して再発防止に努める。</p> <p>⑦（発生原因の検証結果） 産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書の記載内容についての理解が十分でなかったことが原因である。 （今後の対応策等） 今後は、産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書の内容の確認を十分行うとともに、職員ポータル文書キャビネット等を活用して「廃棄物データシート」を参考にした書面を作成するなど、再発防止に努める。</p>
6	総合農業技術センター	重点事項	<p>産業廃棄物処分業務契約書において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に定められている、当該産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力についての記載がないものがあった。</p>	<p>（発生原因の検証結果） 契約相手は最終処分場を完備していることから、中間処理後の残渣物を最終処分及び再資源化施設に搬入することはないと思い、契約書第2条第5項に規定していた最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力の内容を本契約書に記載（添付）しなかった。 （今後の対応策等） 契約書に法令で定められた事項を記載すべきであると引継書に記載して注意喚起し、複数人での確認を徹底して再発防止に努める。</p>
7	甲府工業高等学校	給与	<p>昨年度の定例監査において、扶養手当について支給額が改定されていたが、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていなかったことを指導事項としたが、今年度の監査でも同様に、扶養手当認定簿による認定・確認が行われていないものがあった。</p>	<p>（発生原因の検証結果） 本校は、県下で唯一全日制・定時制・専攻科が設置されており、教職員数も100名を超える高校であるが、その確認作業を担当1名で行っている。このたびの扶養手当支給額改定時に膨大な確認作業を進める中、扶養手当認定簿による認定・確認の一部に漏れがあった。 （今後の対応策等） 監査終了後速やかに扶養手当認定簿の認定・確認欄に記入押印を行った。 今後は手当認定時および改定時には、認定欄への記入押印を同時に行うとともに複数人で確認を行い、記載漏れのないよう十分注意するなど、再発防止に努める。</p>

No.	機 関	項目	指摘内容	講じた措置
8	巨摩高等学校	その他 ※指導事項5件以上	<p>収入に関する事務や給与に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。 指導事項 5件（収入2、給与2、財産1）</p> <p>①令和6年度自動販売機設置に係る土地貸付料の未収金について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が行われていなかった。また、高等学校授業料の未収金について、山梨県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱に定める督促状の発付が行われていなかった。</p> <p>②歳入について、次のとおり収入未済があった。 授業料 令和6年度分 先数 1件 39,600円</p> <p>③夫婦共同扶養に係る扶養親族届において、共同扶養者の連名で提出すべき申出書が、扶養親族届を提出した者のみの名前で提出されていた。</p> <p>④JR使用による県外旅費の支給において、旅費条例第8条では、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算することとされているが、合理的な理由がないにもかかわらず、特急料金が高い経路で支給されているものがあつた。</p> <p>⑤行政財産の貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p>	<p>①（発生原因の検証結果） 土地貸付料の未収金については、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則への認識が不足しており、督促状の発付を怠った。 また高等学校授業料の未収金については、山梨県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱への認識が不足しており、2回目の催促に当たる督促状の送付を怠った。 （今後の対応策等） 監査終了後、土地貸付料については、契約書に基づき延滞金（損害遅延金）について調定を行った。今後は、納入期限後、規則に基づき督促状の発付を行う。 また高等学校授業料については、山梨県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱に基づき、2回目の催促に当たる督促状を送付している。今後は、同要綱に基づき督促等を実施する。</p> <p>②（今後の対応策等） 当該未収授業料については、監査以前からの引落不能通知や保護者への連絡により、納付が完了している。今後は、山梨県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱に基づき、適切に督促等を実施し、未納が発生しないよう努める。</p> <p>③（発生原因の検証結果） 「夫婦共同扶養の場合の扶養親族の認定について（通知）」（教福第3-77号平成11年4月1日付）中の申出書様式についての認識が不足しており、共同扶養者の連名で提出するよう指導することを怠った。 （今後の対応策等） 監査終了後、速やかに連名による申出書の再提出を受けた。今後は、通知様式について事務室内で周知する。</p> <p>④（発生原因の検証結果） 到着時間を考慮して経路を選択したが、他により経済的な経路があることに気がつかなかった。 （今後の対応策等） 過大支給分については、令和7年3月に過年度収入の処理を行った。今後は、検索した経路を全て添付し、複数人で確認することで、再発防止に努める。</p> <p>⑤（発生原因の検証結果） 公有財産事務取扱規則についての認識が不十分だったため、行政財産の貸付に係る移動報告を怠った。 （今後の対応策等） 監査終了後、移動報告書を提出した。今後は規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、事務室内に周知徹底する。</p>
9	吉田高等学校	その他 ※指導事項5件以上	<p>収入に関する事務や契約に関する事務等、指導事項に該当する事務処理が多数あった。 指導事項 5件（収入1、財産1、契約2、重点事項1）</p> <p>①学校施設開放に伴う電気料の収入未済について、山梨県税外収入の督促及び滞納処分に関する規則に定める督促状の発付が、納期限後20日以内に行われていなかった。</p> <p>②行政財産の貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。</p> <p>③一般廃棄物の収集運搬及び処分業務委託契約書に添付されている一般廃棄物収集運搬業に係る許可証の許可の期間が契約期間の中途となっており、以降の期間について、更新後の許可証の提出を受けていなかった。</p> <p>④産業廃棄物の収集運搬及び処分委託に係る契約書において、財務規則第120条第2項に定める契約解除に関する違約金条項が設けられていないものがあつた。</p> <p>⑤産業廃棄物収集・運搬業務委託契約書及び処分委託契約書において、排出事業者は産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報を契約の相手方にあらかじめ書面により提供しなければならないと定められているが、履行されていないものがあつた。</p>	<p>①（発生原因の検証結果） 収入執行状況の確認不足から、督促状の発付を怠った。 （今後の対応策等） 調定伺いが決裁された際には納期限を確認し、その日まで随時、収入状況を確認するとともに、納期限までの収入が確認できなかった場合は速やかに督促状を発付する。</p> <p>②（発生原因の検証結果） 令和6年度内に移動報告を行えば問題ないと誤認していた。 （今後の対応策等） 直ちに移動報告書を提出した。 今後は、規則等をしっかり確認し、変更等があつたときは速やかに移動報告書を提出するよう徹底する。</p> <p>③（発生原因の検証結果） 許可証の許可期間の確認を怠った。 （今後の対応策等） 直ちに更新後の許可証を受理した。 今後は、契約時に不明点がある場合は速やかに契約業者と確認し合い、必要書類があれば遅滞なく提出するよう指導する。</p> <p>④⑤（発生原因の検証結果） 契約書を過去例どおりに作成し、現行の規則等との照合・確認を怠っていた。 （今後の対応策等） 今後は、関係法令等を十分確認したうえで適切な事務処理を遂行するよう、事務室内で周知を図るとともに、複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。</p>

No.	機 関	項 目	指摘内容	講じた措置
10	富士河口湖高等学校	重点事項	産業廃棄物収集・運搬及び処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号により、金額等にかかわらず書面により行うこととされているが、行われていないものがあつた。	(発生原因の検証結果) 廃棄物関連法令に関する認識不足のため、契約書の作成を怠つた。 (今後の対応策等) 廃棄物関係法令を再度確認するとともに、当該業務を執行する際には、必ず契約書を作成するよう改めて周知徹底した。
11	あけぼの支援学校	重点事項	産業廃棄物の処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3により、処分等が終了したことについて、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しにより確認し、保存しなければならないが、行われていなかった。また、委託契約は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第4号に基づき書面により行うこととされているが、行われていなかった。	(発生原因の検証結果) 年度末に粗大ゴミとして委託業者に処分を依頼していたが、事業系のプラスチックと金属が産業廃棄物に当たるといふ認識がなかつたためマニフェストを受け取つていなかった。また、業者もプラスチックと金属を分別して資源ゴミとして処理していたため、マニフェスト自体発行していなかった。そのため、書面による契約も行われていなかった。 (今後の対応策等) 当該業務を委託する業者とは書面で産業廃棄物の処分契約を結び、業務完了後にはマニフェストを受領し保管した。 今後は、適切な事務処理が行われるよう、所属内への周知や複数人での確認を徹底し、再発防止に努める。

## 2 指導事項の措置(主なもの)

指導事項のあった機関 63機関 (119件)

項目	指導内容	講じた措置
収入 (33件)	○収入未済があったもの(18件) [畜産酪農技術センター] 歳入について、次のとおり収入未済があった。 家畜用飼料の単価供給契約不履行に伴う違約金 過年度分 先数 1件 250,722円	(今後の対応策等) 債務者である法人は、すでに事業を停止しており、債務を履行する能力を有していない。 (今後の対応策等) 今後も法人の状態を逐次確認し関係部署と連携して未収金の回収手法を検討しながら収入未済の解消に努めるとともに、債権の取扱いについて関係部署と協議を進めていく。
支出 (14件)	○支出科目が誤っていたもの(4件) [東京事務所] 支出科目について、次のとおり誤りがあった。 ①会議の参加者に供した飲料について、需用費(食糧費)とすべきところ、需用費(その他)で支出していた。 ②自動給茶機用お茶の購入について、需用費(食糧費)とすべきところ、需用費(その他)で支出していた。 ③年賀はがきの購入について、役務費とすべきところ、需用費で支出していた。	(発生原因の検証結果) 支出科目に対する認識不足、チェック体制の不備があった。 (今後の対応策等) 令和6年度支出については、科目更正により修正済み。 今後は、支出負担行為チェック表に注意事項として本件内容を追加するとともに、担当者の引継書にも明記するなど、所属内での危機意識共有を促進して再発防止に努める。
給与 (27件)	○諸手当が適切に支給されていなかったもの(12件) [産業技術短期大学] 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。	(発生原因の検証結果) 週休日の振替に関する制度の理解や、勤務状況システムの確認が不十分だった。 (今後の対応策等) 未支給者に状況を説明し、不足分の支給手続を行った。既に複数職員でチェックを行っているところではあるが、制度の更なる周知に努めるとともに、不備が生じやすい部分を随時共有し、重点的に確認することとした。 特に週休日の出勤者が多い月は、月末集計時の確認だけでなく中間期にも確認を徹底する。なお、集計後においても前月以前の申請内容について再度確認を行い、チェック漏れのないようにする。
財産 (4件)	○行政財産貸付に係る移動報告が行われていなかったもの(3件) [富士北陵高等学校] 行政財産の貸付について、公有財産事務取扱規則第50条第2項に定める移動報告が行われていなかった。	(発生原因の検証結果) 公有財産事務取扱規則等に関する認識不足のため、行政財産の貸付(自動販売機の更新)に係る移動報告を怠った。 (今後の対応策等) 直ちに当該行政財産の貸付について、公共施設マネジメントシステムへ登録し、移動報告を行った。 今後は、公有財産事務取扱規則に基づく事務手続が適切に行われるよう、校内管理用の公有財産の貸付一覧表に「移動報告実施」欄を追加して管理するとともに、内部マニュアルに契約手続と併せて移動報告の実施を記載して再発防止に努める。
物品 (11件)	○備品等の管理が適正に行われていなかったもの(5件) [甲府東高等学校] 備品の棄却に関する手続について、既に棄却されているにもかかわらず、財務規則159条及び第164条に定められている物品の返納等が行われていないものがあった。	(発生原因の検証結果) 教育用コンピュータ設備を更新した際に、物品返納及び棄却の手続を失念した。 (今後の対応策等) 監査終了後、速やかに物品返納及び棄却の手続を行った。 今後は、備品を棄却した際は手続きに漏れがないか担当内で確認するよう徹底する。
契約 (19件)	○契約書の違約金条項に関する不備があったもの(16件) [峡東保健福祉事務所] 次の契約書について、履行期限までに委託業務を完了することができない場合における延滞違約金条項が設けられていなかった。 ①産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書 ②特別管理産業廃棄物処理委託契約書	(発生原因の検証結果) 指導となった2件の契約書は、当事務所の業務で発生する医療廃棄物の処分を、収集・運搬と処分に分け、それぞれ異なる事業者と契約を締結したものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に沿った契約内容となるよう、各業者から提示された雛形を基に作成した。このとき、県出納局の業務委託契約書参考様式等との突合わせを十分に行わなかったため、延滞違約金条項の欠落が生じた。 (今後の対応策等) 令和6年度の当該契約にあたっては、出納局様式を参照した上で契約書を作成した。 今後も関係法令や書式等を十分確認しながら、適正な事務遂行に努める。
工事 (1件)	○建設工事の契約書の一部に不備があったもの(1件) [富士山科学研究所] 建設工事の請負契約に係る契約条項は、山梨県建設工事執行規則第10条第3項に基づき、知事が別に定める山梨県建設工事請負契約約款に準拠することとされているが、次の契約書について、記載することが定められている事項(現場代理人の選任等)が記載されていなかった。 ①富士山科学研究所中央監視装置更新工事契約書 ②電話交換機更新工事契約書	(発生原因の検証結果) 過去の工事契約書を参考に契約書を作成し、最新の関係法令及び書式の確認を怠った。 (今後の対応策等) 当該工事(2件)はいずれも契約履行済であったため、契約書の修正は行わなかった。 今後の工事関連契約については、山梨県建設工事請負契約約款に準拠するよう所内に周知徹底し、再発防止に努める。
重点事項 (10件)	○産業廃棄物の処理に係る事務手続の一部に不備があったもの(10件) [甲府警察署] 産業廃棄物処理委託契約書において、委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する条項が設けられていないものがあった。	(発生原因の検証結果) 当該契約書を作成するにあたって、委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する条項の記載の有無を確認することなく、前年度に作成した契約書をそのまま使用してしまった。 (今後の対応策) 今後、契約書作成時には標準書式を確認し、複眼的な点検を確実に行う。

監査結果の報告及び公表に係る法令の規定

**監査結果に基づく措置(地方自治法第199条第14項)(監査結果措置状況の報告・公表)**  
「監査委員から・・・監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会・・・その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置(・・・)を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知の内容を公表しなければならない。」